

用 例 集

頁	※番号	用 例	解 説
2	1	運輸安全マネジメント評価	道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づき、運輸事業者に安全管理規定、安全統括管理者の選任等を義務付け、安全管理体制の構築・改善の取り組み
10	1	社会資本整備重点計画	内閣総理大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が作成し、社会資本整備事業を重点的、効果的に実施することにより、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保等を図るための計画
11	1	コミュニティ道路	歩行者の通行を優先させるため、車両速度を抑制するハンプ（路面の凸部）・クランク（不規則な曲がり角）や歩行者を自動車・自転車と物理的に分離するための縁石等を整備した道路
12	1	高速道路等	高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路であり、自動車の高速交通を図るために全国的な自動車交通網を構成する高規格幹線道路と、地域相互の交流促進や空港・港湾への連絡等を強化する地域高規格道路
	2	事故ゼロプラン	事故が多発する幹線道路を対象に、事故の危険性の高い区間を選定し、重点的に対策を進めていくもの（事故危険区間重点解消作戦）
13	1	道路交通情報通信システム（VICIS）	光ビーコン等を用いて渋滞、事故、規制等の道路交通情報を車載のナビゲーション装置に直接リアルタイムに提供し、運転者に適正なルート選択を促すシステム（Vehicle Information and Communication System）
14	1	交差点コンパクト化	横断歩道の交差点中央側への移設や交差点四隅の鋭角化
	2	ベデストリアンデッキ	歩行者を保護するために車道と分離し、立体的に設置した歩行者道
	3	キロポスト	路線の位置の表示を行い、路線上の地点の把握を正確にすることを目的として設置されたもの
	4	インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議	インフラの老朽化対策のため、関係府省庁が情報交換及び意見交換を行い、連携を図るとともに必要な施策を検討・推進するため平成25年10月に設置された連絡会議
	5	I T S	最先端の情報通信技術を用いて人と道路と車両とをネットワーク化することにより、交通事故、渋滞などといった道路交通問題の解決を目的に構築する新しい交通システム（Intelligent Transport Systems）
15	1	光ビーコン	通過車両を感知して交通量等を測定するとともに、車載装置と交通管制センターの間の情報のやり方を媒介する路上設置型の赤外線通信装置
	2	新交通管理システム（UTMS）	光ビーコンを用いた個々の車両との双方向通信により、運転者に対してリアルタイムの交通情報を提供するとともに、交通の流れの積極的な管理によって、「安全・快適にして環境にやさしい交通社会」の実現を目指すシステム（Universal Traffic Management Systems）
	3	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	自転車の利用環境について検討する「安全で快適な自転車利用環境創出に向けた検討委員会」の提言を受けて自転車通行空間の計画・設計、利用ルールの徹底などを示したガイドライン
16	1	安全運転支援システム（DSSS）	運転者からは見えにくい場所の交通状況を路側センサーにより把握し、車載器により運転者に通知して脇見運転などうっかり見落としによる交通事故を防止するシステム（Driving Safety Support Systems）
	2	信号情報活用運転支援システム（TSPS）	信号灯色情報に基づいて、信号通過支援や赤信号減速支援など走行支援情報を提供し、安全運転とエコドライブを促すシステム（Traffic Signal Prediction Systems）
	3	パークアンドライド	都市部や観光地などの交通渋滞緩和のため、自動車を郊外の駅やバス停に設けた駐車場に停車させ、そこから鉄道や路線バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地まで行く方法
18	1	地域の実情に応じた取締り活動ガイドライン	放置車両確認事務の民間委託に伴い、違反実態等に即した公平かつメリハリをつけた取締りを行うため、重点的に取締りを行う場所、時間帯等を定めたもの
	2	使用者	車両を使用する権原を有し、車両の運行を支配・管理する「車両の使用者」のことをいい、法人・自然人の別は問わない。通常、自動車検査証に記載されている使用者がこれに当たる
	3	使用者責任	ある業務のために他人を使用する者（使用者）が、その事業の執行について、被使用者が第三者に損害を加えた場合にそれを賠償する責任
21	1	スケアードストレイト	恐怖を実感することで、それにつながる危険行為を未然に防ぐ教育手法。事故現場を再現して見せ、交通ルールの大切さを学習させたりする方法がある

頁	※番号	用 例	解 説
22	1	安全運転管理者	乗車定員が11人以上の自動車1台、その他の自動車5台（自動二輪車1台は0.5台に換算）以上の使用者が、自動車の安全運転に必要な業務を行わせるため、事業所ごとに専任する
	2	運行管理者	事業用自動車の運転者の乗務割の作成、休憩・睡眠施設の保守管理、運転者の指導監督、点呼による運転者の疲労・健康状態等の把握や安全運行の指示等、事業用自動車の運行の安全を確保するための業務を行う者
25	1	ハンドルキーパー運動	自動車で飲食店に行つて飲酒する場合、あらかじめ仲間どうしや飲食店の協力を得て飲酒しない人（ハンドルキーパー）を決め、その人は仲間を安全に自宅まで送り届け、飲酒運転を防止する運動
	2	高齢運転者標識 （高齢運転者マーク）	運転免許を受けている70歳以上の人は、加齢に伴って生ずる身体機能の変化が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときには、普通自動車の前面と後面の両方に付けて運転するように努めなければならないとされている。
26	1	自動車アセスメント情報	自動車の安全装置の正しい使用方法、装備状況等の一般情報とともに、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を公正中立な立場で取りまとめ、これを自動車使用者に定期的に提供する制度
	2	京都府自転車安全利用促進計画	「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例（平成19年京都府条例第50号）」に基づき、自転車の安全な利用に関する広報、啓発、自転車に係る利用環境の整備等を定めた促進計画
	3	自転車運転者講習制度	危険な行為を繰り返した自転車運転者に対し、将来危険な運転繰り返さないようルール遵守の必要性や運行動向を気づかせることを目的に義務づけた公安委員会の講習
28	1	高齢者運転免許証自主返納サポート協議会	平成24年3月に設置された、65歳以上の高齢者の自主的な運転免許証返納の促進について検討・協議を行うため、京都府、京都市、京都府警察等から構成された任意団体
	2	運転経歴証明書	高齢等の理由により運転免許証を自主返納した人に対し、本人の申請により運転免許証に代わる本人確認書類として、自動車安全運転センターが交付する証明書
29	1	副安全運転管理者	自動車の安全運転に必要な業務について、安全運転管理者を補佐するため、自動車定員数に問わず20台以上の自動車を保有する場合に1名選任する
30	1	ASV装置	衝突被害軽減ブレーキ、車線維持支援装置など先進技術を利用して安全運転を支援するシステムやその装置（Advanced Safety Vehicle）
	2	テレマティクス技術	自動車に搭載するインターネット接続可能な端末を使って様々な情報を活用する自動車のIT化技術
	3	事業用自動車事故調査委員会	社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故について、事故の背景にある組織的、構造的課題の解明や客観的な事故防止のため、平成26年6月、各分野の専門家から構成され設置された委員会
	4	事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル	自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会によって作成された、事業者、運行管理者、運転者が運転者の健康管理を良好に保持し、健康起因事故防止の防止に資するマニュアル
	5	貨物自動車運送事業安全性評価事業（通称Gマーク事業）	利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の安全性の向上に対する意識を高めるため、事業者の安全性を正当に評価し、認定し、公表するもの
31	1	国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン	平成25年6月、国土交通省等が国際海上コンテナの安全な運行管理のため策定したガイドライン
32	1	指定自動車整備事業制度	信頼に足る自動車分解整備事業者が自ら整備した自動車を自らの責任において、国の行う検査の一部を代行させる制度
	2	整備主任者	一級又は二級自動車整備士資格を有し、自動車整備業者から自動車整備主任者として選任され、地方運輸局に届出し受理された者
	3	ペーパー車検	点検・整備を行わず、実際の状態を確認していない自動車に対する不正車検
34	1	青少年を取り巻く社会環境整備のための自主的努力に関する基準	青少年の健全な育成に関する条例第13～17条、第18条の2及び第18条の3の規定により定められた自主的努力を求められている業者及びその団体、保護者並びに青少年育成関係者の意見を聴いて、自主的努力に関する基準として公表されたもの（第17条～自動車類・自動車類の部品・燃料の販売や自動車類の分解整備を業とする者）

頁	※番号	用 例	解 説
35	1	自動体外式除細動器 (AED)	電源を入れると音声で操作が指示され、救助者がそれに従って除細動 (= 傷病者の心臓に電気ショックを与えること) を行う装置 (Automated External Defibrillator)
36	1	メディカルコントロール	救急患者を現場から医療機関へ搬送する間に医師以外の者(救命救急士を含む救急隊員)が医療行為を実施する場合、医師が必要な処置を指示あるいは指導して、それらの医療行為の質を保障することである。
	2	京都府広域消防相互 応援協定	消防組織法の規定に基づき、大規模災害及び特殊災害等が発生した場合における京都府内の市町村及び消防一部事務組合が行う消防の相互応援に関し、必要な事項を定めたもの
	3	関西広域連合	日本の行政機構の一つであり、救急医療の連携や防災等の府県域を越えた行政課題に取り組むこと、及び国の出先機関の受け皿となって地方分権を推進させることを目的として、8府県が地方自治法の規定に基づいて設立した特別地方公共団体(広域連合)である。平成24年8月以降、域内の4政令指定都市も参加している。 (構成府県) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、鳥取県 (構成指定都市) 京都市、大阪市、堺市、神戸市
38	1	自動車損害賠償保障制度	ひき逃げ事故や加害車両が無保険車両の場合には、被害者が自賠責保険による損害賠償を加害者から受けられないため、政府が自賠責保険の支払基準に準じた損害額を被害者に支払うという、自賠責保険を補完する国の事業
42	1	A T S	自動的にブレーキを作動させ、列車の速度を低下させるよう列車の速度を制御又は列車を停止させる電気等の自動列車停止装置 (Automatic Train Stop)
	2	運転状況記録装置	運転中の映像を記録しておき、万が一、事故が発生した場合にその状況を映像で確認することができる映像記録装置
45	1	踏切安全通行カルテ	国土交通省が、踏切における過去の事故状況や効果的な対策をカルテとしてとりまとめたもの。
	2	連続立体交差化	市街地において連続して道路と平面交差している鉄道の一定区間を高架化又は地下化することで、その区間内にある複数の踏切道を同時に除去する事業